

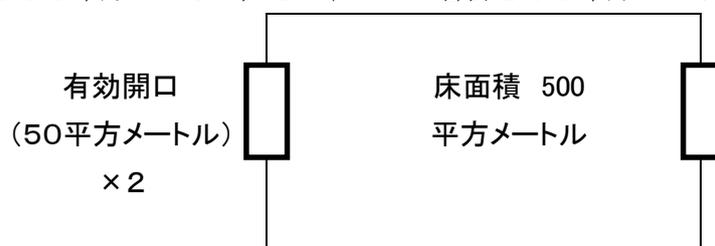
第8 泡消火設備等で移動式とすることができる場所の取扱い

1 用語の意義

泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、移動式のものを設置することができる場所（規則第18条第4項第1号及び規則第19条第6項5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所）の取扱いは、次によること。

- (1) 長辺2面又は、短辺2面のそれぞれ相対する部分に、手動又は非常電源付きの電動シャッター等、内外より随時開放できる開口部が（床面積に対し合計20%以上）設置されている場所。

※例 床面積500平方メートル／20% = 合計100平方メートル以上



2 メッシュ状のシート等の取扱いについて

移動式粉末消火設備等を設置している自動車車庫、駐車場で、直接外気に開放されている開口部に、雪除け等のためにシート等の設置を認める場合の取扱いは次によること。

- (1) シート等の設置を認める防火対象物

令別表第一（13）項イとし、「多段式自走式自動車車庫に係わる消火設備等の設置について」（平成18年3月17日付け消防予第110号）に規定する、自走式自動車車庫またはこれと同等の自走式自動車車庫とする。

- (2) シート等の設置を認める開口部及び接地面

開口部は、直接外気に開放されているものとし、設置面は4面中最大で長辺1面及び短辺1面または短辺2面の合計2面までとする。

- (3) シート等の性能及び形状

シート等は、防災性能を有したメッシュ状の形状であり、編目の内寸が3ミリメートル×3ミリメートル以上であること。